

一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう求める意見書

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反します。1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して、四半世紀が経過しました。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。2015年および2021年、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。

国民の判断という点では世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっています。

よって、国においては一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするように求めます。

記

以上、地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。

令和5年6月20日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長